

様式第十五号（第二十五条関係）（昭46建令28・全改、昭58建令8・昭63建令23・平元建令3
・平3建令11・平6建令2・平12建令41（平12建令45）・平13国交令41・平14国交令27・平15
国交令36・平16国交令17・平19国交令55・平21国交令30・平25国交令19・平26国交令79・令元
国交令1・令2国交令98・一部改正）

（A 4）

国土交通大臣 殿

令和 年 月 日

会社名

代表者 氏 名

令和 年度事業報告書

自令和 年 月 日

第 期

至令和 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第63条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の概要
- 2 保証契約に関する事項
(別表(イ)及び(ロ)により記載すること。)
- 3 株主総会に関する事項
(株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。)
- 4 取締役会に関する事項
(取締役会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。)
- 5 株主に関する事項
(別紙(イ)により記載すること。)
- 6 経理の状況
 - (1) 比較貸借対照表
(別表(一)により記載すること。)
 - (2) 比較損益計算書
(別表(二)により記載すること。)
 - (3) 株主資本等変動計算書
(別表(三)により記載すること。)
 - (4) 注記表
(別表(四)により記載すること。)
 - (5) 附属明細表
(別表(ア)から(ケ)までにより記載すること。)

備考

- 1 別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 2 別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。
- 3 比較貸借対照表に掲げる「有価証券」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合においては、それぞれ別表(ㄨ)、別表(ㄲ)又は別表(ㄴ)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

別表（イ）

手付金等保証契約明細書

	一般宅地	別 荘 地	戸 建	中高層住宅	計
件 数 (うち未完成物件)	件 ()	件 ()	件 ()	件 ()	件 ()
保証 契 約 金 額 (うち未完成物件)	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()

備 考

- 1 「一般宅地」の欄には「別荘地」、「戸建」又は「中高層住宅」に含まれない宅地について、「別荘地」の欄には別荘の用に供せられる宅地のうち「戸建」又は「中高層住宅」に含まれないものについて、「戸建」の欄には建物（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地のうち「中高層住宅」に含まれないものについて、「中高層住宅」の欄には三階以上の住宅（工事計画につき建築確認を受けたものに限る。）又はその宅地について記載すること。
- 2 未完成物件の内訳には、法第41条第1項に規定する売買に係るものを記入すること。

別表（ロ）

主たる保証委託者別手付金等保証契約実績明細表

保 証 委 託 者 名	件 数 (うち未完成物件) 件	保証契約金額 (うち未完成物件) 千円
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()

備 考

- 1 当該事業年度の保証契約金額の最も多い保証委託者から順次30位までの者について記載すること。
- 2 未完成物件の内訳には、法第41条第1項に規定する売買に係るものを記入すること。

別表（ハ）

大 株 主 名 簿

氏 名 又 は 名 称	所有株式数 株	株式総数に対する割合 %

備考 当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。

別表（二）

比 較 貸 借 対 照 表

期 日		第 期(令和 年 月 日)		第 期(令和 年 月 日)			
科 目	種 別	金 額	構成比	金 額	構成比		
資 産 の 部							
		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流 動 資 産							
現金及び預金		×××			×××		
受 取 手 形		×××			×××		
未 収 入 金		×××			×××		
有 価 証 券		×××			×××		
短 期 貸 付 金		×××			×××		
前 払 費 用		×××			×××		
未 収 収 益		×××			×××		
繰延税金資産		×××			×××		
そ の 他		×××			×××		
貸倒引当金		△×××			△×××		
流 動 資 産 合 計			×××			×××	
II 固 定 資 産							
1 有形固定資産							
建 物		×××			×××		
減価償却累 計額		△×××			△×××		
構 築 物		×××			×××		
減価償却累 計額		△×××			△×××		
車 両 運 搬 具		×××			×××		
減価償却累 計額		△×××			△×××		
じゅう器備品		×××			×××		
減価償却累 計額		△×××			△×××		
土 地		×××			×××		
リ ー ス 資 産		×××			×××		
減価償却累 計額		△×××			△×××		

建設仮勘定	×××		×	×	×	
その他	×××		×	×	×	
減価償却累計額	△×××		△	×	×	×
有形固定資産合計		×	×	×		×
2 無形固定資産						
借地権	×××		×	×	×	
のれん	×××		×	×	×	
リース資産	×××		×	×	×	
その他	×××		×	×	×	
無形固定資産合計		×	×	×		×
3 投資その他の資産	×××		×	×	×	
投資有価証券	×××		×	×	×	
長期貸付金	×××		×	×	×	
求償権	×××		×	×	×	
借室保証金	×××		×	×	×	
繰延税金資産	×××		×	×	×	
その他	×××		×	×	×	
貸倒引当金	△×××		△	×	×	×
投資その他の資産合計		×	×	×		×
固定資産合計		×	×	×		×
Ⅲ 繰延資産						
株式交付費	×××		×	×	×	
社債発行費	×××		×	×	×	
その他	×××		×	×	×	
繰延資産合計		×	×	×		×
資産合計		×	×	×		×
負債の部						
I 流動負債						
支払備金	×××		×	×	×	
責任準備金	×××		×	×	×	
支払手形	×××		×	×	×	
短期借入金	×××		×	×	×	

リース債務	×××			×××		
未払金	×××			×××		
未払費用	×××			×××		
前受金	×××			×××		
預り金	×××			×××		
前受収益	×××			×××		
賞与引当金	×××			×××		
未払法人税等	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
流動負債合計		×××			×××	
Ⅱ 固定負債						
保証基金	×××			×××		
社債	×××			×××		
長期借入金	×××			×××		
リース債務	×××			×××		
長期未払金	×××			×××		
退職給付引当金	×××			×××		
負ののれん	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
その他	×××			×××		
固定負債合計		×××			×××	
負債合計		×××			×××	
純 資 産 の 部						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金		×××			×××	
2 新株式申込証拠金		×××			×××	
3 資本剰余金						
資本準備金	×××			×××		
その他資本剰余金	×××	×××		×××	×××	
資本剰余金合計		×××			×××	
4 利益剰余金						

利益準備金	×××		×××	
その他利益剰余金				
……準備金	×××		×××	
……積立金	×××	×××	×××	×××
保証基金	×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××
5 自己株式		△×××		△×××
6 自己株式申込証拠金		×××		×××
株主資本合計		×××		×××
Ⅱ 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××
Ⅲ 新株予約権		×××		×××
純資産合計		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××

備考

- 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」又は「繰延資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。
- 備考1は、負債の部の記載に準用する。
- 法第58条第3号による支払備金で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号によるものである旨を注記すること。

別表（ホ）

比 較 損 益 計 算 書

科 目	期 間 種 別	第 期自令和 年 月 日			第 期自令和 年 月 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
I 営 業 損 益							
1 収 入 保 証 料		× × ×			× × ×		
2 保 証 債 務 弁 済		× × ×			× × ×		
3 求 償 権 発 生 益		× × ×			× × ×		
4 支 払 備 金 繰 入		× × ×			× × ×		
5 支 払 備 金 戻 入		× × ×			× × ×		
6 責 任 準 備 金 繰 入		× × ×			× × ×		
7 責 任 準 備 金 戻 入		× × ×			× × ×		
8		× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	
9 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							
人 件 費							
役 員 報 酬		× × ×			× × ×		
給 料		× × ×			× × ×		
諸 手 当		× × ×			× × ×		
賞 与		× × ×			× × ×		
退 職 金		× × ×			× × ×		
法 定 福 利 費		× × ×			× × ×		
厚 生 費		× × ×			× × ×		
福 利 施 設 費		× × ×			× × ×		
物 件 費							
修 繕 維 持 費		× × ×			× × ×		
事 務 用 品 費		× × ×			× × ×		
事 務 機 械 費		× × ×			× × ×		
図 書 印 刷 費		× × ×			× × ×		
旅 費		× × ×			× × ×		
交 通 費		× × ×			× × ×		
通 信 費		× × ×			× × ×		
用 水 光 熱 費		× × ×			× × ×		
調 査 研 究 費		× × ×			× × ×		
会 議 費		× × ×			× × ×		
協 会 費 及 び 諸 会 費		× × ×			× × ×		
業 務 推 進 費		× × ×			× × ×		

広告宣伝費	×××		×	×	×	
交際費	×××		×	×	×	
寄附金	×××		×	×	×	
地代家賃	×××		×	×	×	
保険料	×××		×	×	×	
雑費	×××		×	×	×	
その他の						
租税公課	×××		×	×	×	
減価償却費	×××		×	×	×	
貸倒損失	×××	×××	×	×	×	×××
営業利益(営業損失)		×××				×××
Ⅱ 営業外収益						
受取利息	×××		×	×	×	
有価証券利息	×××		×	×	×	
受取配当金	×××		×	×	×	
有価証券売却益	×××		×	×	×	
雑収入	×××	×××	×	×	×	×××
Ⅲ 営業外費用						
支払利息及び割引料	×××		×	×	×	
雑支出	×××	×××	×	×	×	×××
経常利益(経常損失)		×××				×××
Ⅳ 特別利益						
前期損益修正益	×××		×	×	×	
固定資産売却益	×××		×	×	×	
その他の	×××	×××	×	×	×	×××
Ⅴ 特別損失						
前期損益修正損	×××					
固定資産売却損	×××					
災害による損失	×××					
その他の	×××	×××	×	×	×	×××
税引前当期純利益 (当期純損失)		×××				×××
法人税、住民税及び事業税		×××				×××
法人税等調整額		×××				×××
当期純利益 (当期純損失)		×××				×××

備 考

- 1 「百分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を100とした百分比を記載すること。
- 2 「雑費」に属する費用でその金額が「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもつて記載すること。
- 3 備考2は、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表（へ）

株主資本等変動計算書
自 年 月 日 から
至 年 月 日 まで

	株 主 資 本										評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株 資 合 主 本 計	その他 有価証券 評価差額金	繰 上 償 還 益	評価・ 換算 差額 等計			
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合計								
						保 証 基金	任 意 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××							×××					×××	
剰余金の配当					×××			△×××	△×××		△×××					△×××	
当期純利益								×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分										×××	×××					×××	
・・・・・・・・																	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)												×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

（記載上の注意）

- 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 各合計欄の記載は省略することができる。
- 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬^{がやう}の訂正（以下単に「誤謬^{がやう}の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
8. 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。
9. 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。
- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
10. 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
11. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
12. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

13. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表（ト）

注	記	表
自令和	年 月 日	
至令和	年 月 日	

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{びやう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
 - (3) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額
 - (4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (5) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (6) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役

に対する金銭債権及び金銭債務

(8) 親会社株式の各表示区分別の金額

8 損益計算書関係

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

(5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社		
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制 限会社
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×
6 誤謬 ^{ひょう} の訂正	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×
8 損益計算書関係	○	○	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10 税効果会計	○	○	×

11 リースにより使用する固定資産	○	○	×
12 金融商品関係	○	○	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×
14 関連当事者との取引	○	○	×
15 一株当たり情報	○	○	×
16 重要な後発事象	○	○	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×
18 その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- 2 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 3 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。
- 4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
 - ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- ④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
 - ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額

- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。
ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬^{がやう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{がやう}の内容
② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載すること。
(5) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
(6) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(7) 総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。
(8) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。
(4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表 (チ)

銀行預金明細表

(単位 千円)

預金の種類 銀行名	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	……………	合　計	摘　要
合　　　計							

別表（リ）

金錢信託明細表

(単位 千円)

種 類 信託会社名	指 定 金 託 指 定 金 託	特 定 金 託 特 定 金 託		計	摘 要
計					

別表（ヌ）

有 価 証 券 明 細 表

株 式	銘 柄	株式数	取得価額		貸借対照表計上額	摘 要
		株	千円		千円	
	計					
公及 社 債、地 方 国 債債	銘 柄	券 面 総 額	取 得 額	貸借対照表計上額	摘 要	
		千円	千円	千円		
	計					
そ の 他 の 有 価 証 券	種 類 及 び 銘 柄	取得価額又は出資総額		貸借対照表計上額	摘 要	
		千円		千円		
	計					

備 考

- 1 銘柄別による有価証券に関する記載は、省略することができる。この場合においては、記載を省略した株式については、事業の種類別に銘柄の総数、総株式数、取得価額及び貸借対照表計上額を記載し、株式以外のもの

については、公社債、国債、地方債、証券投資信託の受益権、出資証券、外国証券等到大別して、券面総額、取得価額及び貸借対照表計上額を当該各欄に記載すること。

- 2 「株式」、「公社債、国債及び地方債」及び「その他の有価証券」の欄は、投資有価証券と一時的所有の有価証券とに区別して記載すること。
- 3 公社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。
- 4 「その他の有価証券」の欄には有価証券の種類に区分して記載すること。
- 5 出資証券は、「その他の有価証券」の欄に記載し、一口の出資金額及び出資口数を「摘要」の欄に記入すること。
- 6 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした棚卸方法及び評価基準（外貨建資産については、本邦通貨への換算基準）を「摘要」の欄に記載すること。

別表（ル）

信 託 有 価 証 券 明 細 表

信 託 会 社 名	銘 柄	信託の種 類	債権額又 は株式数	貸借対照表計 上額	摘 要
			千円・株	千円	
計					

備考 「銘柄」の欄は、別表（リ）備考３の例により記載すること。

別表（ヲ）

貸 付 金 明 細 表

借主の氏名又は 借用証書の番号	金 額	年 利 率	償還期限及び 償還の方法	担 保
	千円	%		
計				

備考 従業員に対する貸付金以外の貸付金を記載すること。

別表（フ）

有形固定資産明細表

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却 累計額	差引期末 残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

備考

- 1 「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
- 2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。
- 3 「差引期末残高」の欄には、期末残高から減価償却累計額を控除した残高を記載すること。
- 4 特別の法律の規定により資産の再評価が行なわれた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行なわれた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（かつこ書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
- 5 合併、営業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少（建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替による減少を除く。）があつた場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（カ）

無形固定資産明細表

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

備考

- 1 「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
- 2 特別の法律の規定により資産の再評価が行なわれた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行なわれた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（かつこ書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合併、営業の譲渡、贈与、災害による廃棄等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少があつた場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。

別表（ヨ）

支 払 備 金 明 細 表

被 保 証 者 名	保 証 委 託 者 名	金 額	支 払 予 定 日	保 証 金 支 払 請 求 書 受 領 日	積 立 の 事 由	摘 要
		千円	年 月 日	年 月 日		
計						

備考 「積立の事由」の欄には法第58条第1号から第3号までのいずれに該当するものであるかを記載すること。

別表（タ）

責任準備金明細表

（単位 千円）

算 出 方 法		金 額	
法第57条第1項第1号により算出した額 （未経過保証料）			(イ)
法第57条第1項第2号により算出した額 （収 支 残 高）			(ロ)
(1)	収 入 保 証 料		
(2)	保 証 債 務 弁 済		
(3)	当該保証委託者からの収入金		
(4)	(2) － (3)		
(5)	当該契約に係る支払備金		
(6)	事 業 費		
(7)	(1)－(4)－(5)－(6)		
繰入額 ((イ)、(ロ)のいずれか多い金額)			

備考 事業費には、別表（ホ）の販売費及び一般管理費の総額から事業税、租税公課及び減価償却費の合計額を控除した額を計上すること。

別表（レ）

保証基金源資預託明細表

保証基金預託者の 氏名又は名称	当 期 首 残 高	当期払いも ど し 額	当 期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	
小計 × × × 名				
その他の預託者				
計 × × × 名				

備考

- 「保証基金預託者の氏名又は名称」の欄には、毎事業年度末において最も大口の保証基金の預託者から順次30位までの者について記載し、他は一括して「その他の預託者」の欄に記載すること。
- 保証基金源資預託金について、会社が相殺した額がある場合又は差押えをうけた額がある場合には、その額について「摘要」の欄に記載すること。

別表 (ソ)

取締役、執行役、監査役及び支配株主との間の取引

[illegible]

備考 「支配株主」とは、会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び会社法第2条第4号の規定により親会社となる会社をいう。

別表（ツ）

取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

区 分	人 数	金 額	摘 要
常 勤 取 締 役	人	千円	
非 常 勤 取 締 役			
常 勤 執 行 役			
非 常 勤 執 行 役			
常 勤 監 査 役			
非 常 勤 監 査 役			
計			

備考

- 1 株主総会の決議による取締役、執行役及び監査役の報酬の額をそれぞれ注記すること。
- 2 使用人兼務取締役又は執行役について、取締役又は執行役としての報酬とは別に使用人としての報酬が支払われる場合においては、当該使用人としての報酬の額を注記すること。
- 3 役員賞与額及び役員退職慰労金の支給額は、「金額」の欄の報酬の額に含めて記載せず、「摘要」の欄に記載すること。
- 4 期末現在の取締役、執行役及び監査役の人数をそれぞれ注記すること。

別表(ネ)

表明事故經濟損失保證金等保證金支付手續

[illegible]